

北海道告示第 10610 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年8月28日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鳥取複合商業施設

釧路市鳥取大通2丁目2-10の内 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 郁治

帯広市西22条北1丁目13番地

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパーアークス釧路店

(変更後) (仮称)鳥取複合商業施設

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社福原 代表取締役 福原 郁治

帯広市西22条北1丁目13番地

(変更後) 株式会社福原 代表取締役 福原 郁治

帯広市西22条北1丁目13番地

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	類似もの
株式会社福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地	
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	①

(4) 変更の年月日

令和2年3月30日

(5) 変更する理由

店舗を増設するため

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年4月28日(火)から令和2年8月28日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで